

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第861号)

平成23年1月14日

横 情 審 答 申 第 861 号

平 成 23 年 1 月 14 日

横浜市交通事業管理者 池 田 輝 政 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき
ご質問について（答申）

平成22年7月6日交施第107号による次の質問について、別紙のとおり答申します。

「平成17年7月に完了した、横浜市港南区野庭町特定地番の場所で行った、上永谷擁壁調査結果に係る資料開示請求 1 . 高額な公金を使用して得た成果物【上永谷擁壁調査等委託 報告書（1 / 4）擁壁設計報告書】受領後、耐震補強計画等検討（協議）が行われているが、検討（協議）及び検討（協議）結果が、記載されているもの。」の非開示決定に対する異議申立てについての質問

答 申

1 審査会の結論

横浜市交通事業管理者が、「平成17年7月に完了した、横浜市港南区野庭町特定地番の場所で行った、上永谷擁壁調査結果に係る資料開示請求 1. 高額な公金を使用して得た成果物【上永谷擁壁調査等委託 報告書(1/4)擁壁設計報告書】受領後、耐震補強計画等検討(協議)が行われているが、検討(協議)及び検討(協議)結果が、記載されているもの。」を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成17年7月に完了した、横浜市港南区野庭町特定地番の場所で行った、上永谷擁壁調査結果に係る資料開示請求 1. 高額な公金を使用して得た成果物【上永谷擁壁調査等委託 報告書(1/4)擁壁設計報告書】受領後、耐震補強計画等検討(協議)が行われているが、検討(協議)及び検討(協議)結果が、記載されているもの。」(以下「本件申立文書」という。)の開示請求(以下「本件請求」という。)に対し、横浜市交通事業管理者(以下「実施機関」という。)が平成22年3月18日付で行った非開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

本件請求に係る開示請求書に記載された「上永谷擁壁調査等委託 報告書(1/4)擁壁設計報告書」(以下「擁壁調査委託報告書」という。)は、横浜市営地下鉄ブルーライン上永谷駅近くにある横浜市が所有する擁壁(以下「上永谷擁壁」という。)について、横浜市が平成16年10月に八千代エンジニアリング株式会社と契約した「上永谷擁壁調査等委託」の成果物の一部である。

「上永谷擁壁調査等委託」は、上永谷擁壁の強度について異議申立人(以下「申立人」という。)と横浜市で協議をしていた平成16年当時、協議の参考とするため、上永谷擁壁の安定(強度)の検討を含めた設計及び調査業務を発注したもので、擁壁調査委託報告書は、この委託業務の四つある成果物の一つとして、平成17年7月に横浜

市が八千代エンジニアリング株式会社より受領したものである。

横浜市が、八千代エンジニアリング株式会社から擁壁調査委託報告書を受領後、上永谷擁壁の耐震補強計画等についての検討又は協議を行ったか否かについては、それに関する資料がないため、定かではないが、実施機関では、上永谷擁壁の耐震補強計画等についての検討又は協議に関する資料を一切保有していないため、本件において対象とされた行政文書は、存在しなかった。

以上のことから、本件請求に係る行政文書は作成し、又は取得しておらず保有していないため、非開示とした。

なお、申立人は、異議申立書「異議申立ての理由」において、保管場所が複数に及ぶことを理由に開示決定等期間延長したにもかかわらず、不存在非開示決定をなされたことについて、実施機関の対応を批判している。

しかし、実施機関では、申立人との上永谷擁壁に関して協議を開始した平成16年からの関連資料を保有しており、その保管場所が複数に及び、関連資料の量が多いため、対象とされた行政文書が確実に不存在であることを確認するためには多くの時間を要した。そのため、開示決定等期間を延長したものであり、理由なく開示決定等期間を延長したのではない。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 実施機関は「保管場所が複数に及ぶ」と明言し、開示決定期間を延長して1か月を費やした結果、「作成し、または取得しておらず、保有していない」とした。このような対応があるだろうか。
- (3) 実施機関の非開示理由説明書では、「検討又は協議を行ったかどうかは、資料がないので分からない。」とあるが、当時の担当者に聞けば分かることではないか。きちんと確認しているのか。
- (4) 高額な公金を使用した成果物について、何の検討（協議）も行われなかったことなど、血税を支払っている納税者からは理解できない。
- (5) 当時、検討（協議）が行われていないのであれば、擁壁調査委託報告書に基づき、耐震補強計画等検討の上で、検討（協議）結果について開示するよう求める。
- (6) 上永谷擁壁は、危険なものと認識している。上永谷擁壁が問題なく安全なものな

のか、検証した資料を開示してほしい。

5 審査会の判断

(1) 横浜市営地下鉄の鉄道構造物の維持管理に係る事務について

横浜市交通局では、横浜市が所有する横浜市営地下鉄の鉄道構造物のうち、トンネルや高架橋、擁壁などのコンクリート構造物の維持管理に係る事務を、交通局技術管理部施設課と横浜市内に3箇所設置している保守管理所とが連携をして行っている。

(2) 擁壁調査委託報告書について

擁壁調査委託報告書は、上永谷擁壁の強度について申立人と横浜市で協議をしていた平成16年当時、協議の参考とするため、上永谷擁壁の安定（強度）の検討を含めた設計及び調査業務を発注した際に、この委託業務の四つある成果物の一つとして、平成17年7月に横浜市が八千代エンジニアリング株式会社より受領したものである。

(3) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成17年7月に横浜市が八千代エンジニアリング株式会社から擁壁調査委託報告書を受領後、横浜市内で上永谷擁壁の耐震補強計画等について、作成又は使用した資料及び検討又は協議した結果が記載されている資料である。

(4) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書を作成し、又は取得しておらず、保有していないと主張しているため、当審査会では、平成22年11月12日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 開示請求書に記載された擁壁調査委託報告書に関する文書について、本件の内容をよく知る職員1名が1か月かけて事務所の書庫だけではなく、存在する可能性がある書庫を全て探したが、文書はなかった。

(イ) 擁壁調査委託報告書を受領後、会議等で耐震補強計画等について検討した記録はない。また、当時の担当者にも確認したが、関係する文書を作成した記憶はないとのことだった。

(ウ) 一般に工事などの作業を行うために、事前に調査や検討を行うための委託設計調査もあるが、逆に委託設計調査を先行して行い、その後の検討や工事に結びつけることもある。

(I) 委託設計調査に引き続き工事を行う場合や、後続の委託設計調査が予定され

ている場合には記録を残すことはあるが、通常委託設計調査の単体としての記録を作ることはない。

(オ) 擁壁調査委託報告書を受領後に、検討が行われているのではないかと考えたが、どんなに探しても関係する資料は存在しなかったため、非開示とした。

イ 当審査会は以上を踏まえ、次のように判断する。

実施機関は、委託設計調査の通常取扱いとして、委託設計調査後に必ずしもそれに係わる文書を作成していないとしているが、本件については、文書の作成の有無を当時の担当者に確認しただけではなく、さらに本件申立文書の存在を疑い、約1か月にわたり十分に探索した結果、文書が存在しなかったと説明しており、そのほかに本件申立文書の存在を推認させる事情も認められず、実施機関の主張については認めざるを得なかった。

(5) 付言

当審査会の判断は上記(4)のとおりであるが、申立人との協議の参考にするために、公金を使用した上で委託調査を行っているにもかかわらず擁壁調査委託報告書を受領後において、「横浜市内部での情報共有や安定か否かの判断を行った記録は作成し、保有していない。」及び「耐震補強計画等についての検討又は協議を行ったか否かについては、それに関する資料がないため、定かではない。」という実施機関の説明は、文書事務のあり方及び市民に対する説明責任を果たす観点からも極めて不適切である。

実施機関におかれては、今後このようなことがないように、注意すべきである旨を付言する。

(6) 結論

以上により、実施機関が、本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年7月6日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成22年7月13日 (第174回第二部会) 平成22年7月16日 (第105回第三部会) 平成22年7月22日 (第170回第一部会)	・諮問の報告
平成22年8月18日	・異議申立人から意見書を受理
平成22年8月27日 (第175回第二部会)	・審議
平成22年9月7日 (第176回第二部会)	・審議
平成22年9月28日 (第177回第二部会)	・審議
平成22年10月8日 (第178回第二部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成22年11月12日 (第180回第二部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成22年11月26日 (第181回第二部会)	・審議
平成22年12月10日 (第182回第二部会)	・審議